

**第3次小牧市地域福祉計画・
第3次小牧市地域福祉活動計画
素案**

平成28年 月

< 目 次 >

第1部 計画の概要

1. 計画策定の背景

- ・高齢化、少子化や世帯状況の変化に伴い、新たな地域福祉課題であったり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が生じている
- ・地域のつながりが薄れている一方で、地域住民の地域での活動に対する役割や期待が高まってきている
- ・地域に暮らす人すべてが、それぞれができることを果し、地域の一員としての役割を担うことが地域福祉の推進には不可欠である
- ・一人ひとりが、地域づくりに参加する意識の醸成が必要
- ・様々な分野の課題が絡み合っって複雑化したり、世帯で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられ、こうした課題に対して、地域全体で支える力を再構築することが求められる

2. 計画の性格、位置づけ

(1) 計画の根拠

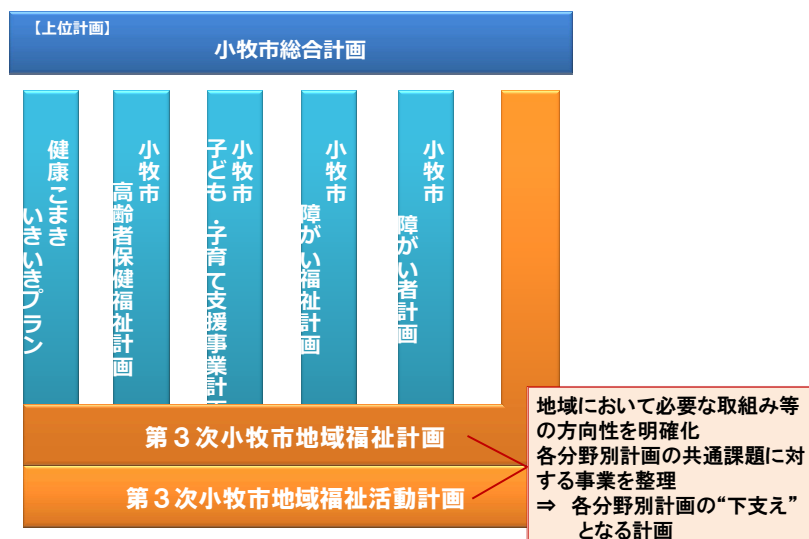
この計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

(2) 地域福祉計画、地域福祉活動計画の一体的な策定と位置づけ

- ・両計画は一体的に策定
- ・地域福祉計画を基本計画、地域福祉行動計画はその実施計画としての役割を担う
- ・地域において必要な取組み等の方向性を明確化
- ・各分野計画の下支えとなる計画

(3) 市の他計画との関係

この計画は小牧市総合計画を上位計画とし、小牧市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、小牧市子ども・子育て支援事業計画、小牧市障がい者計画、小牧市障がい福祉計画など、市の福祉分野の計画と整合性を図りながら策定しました。

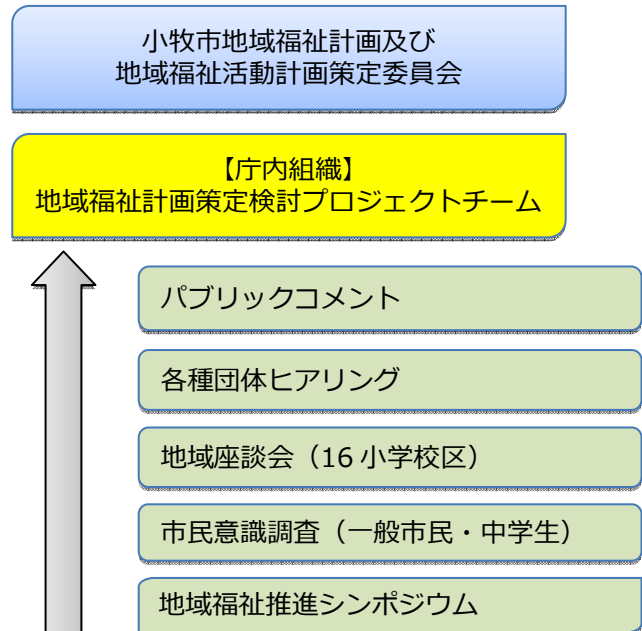


3. 計画の期間

平成 29 年度～33 年度の 5 年間

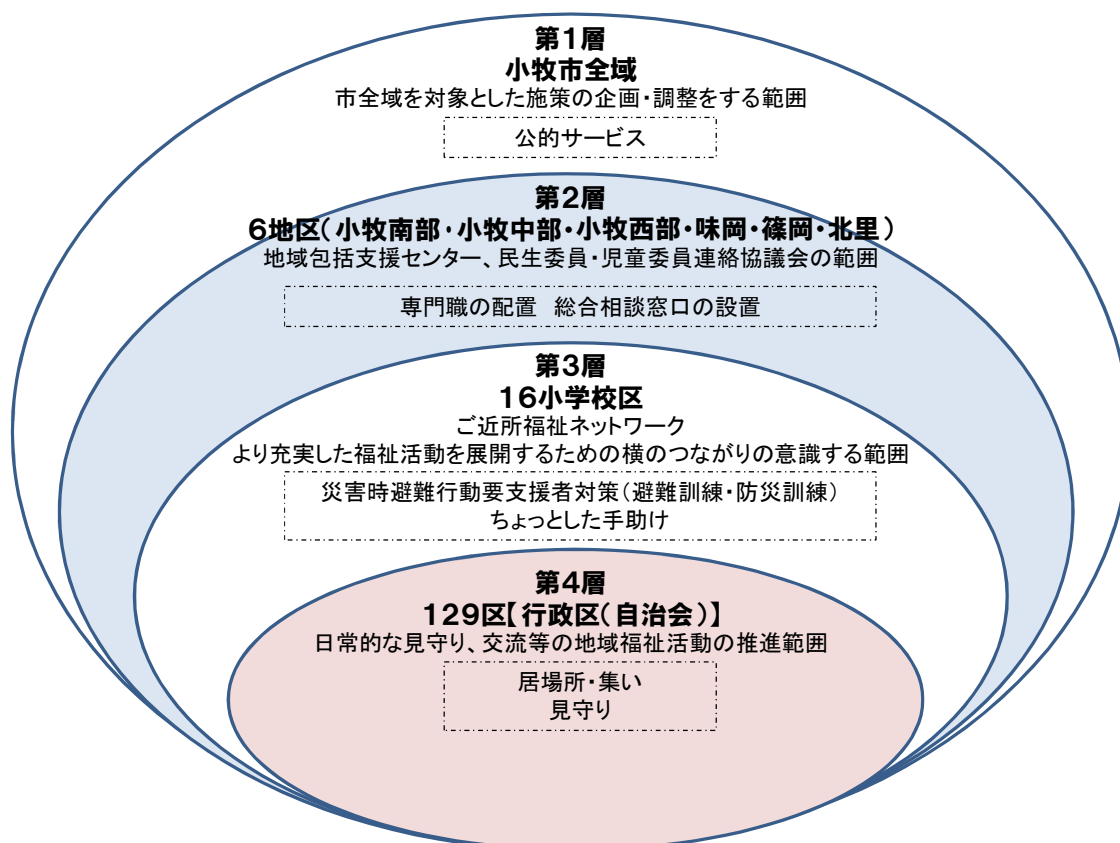
4. 計画の策定体制

- ・ 地域福祉推進シンポジウムの開催
- ・ 市民意識調査（一般市民、中学生）
- ・ 地域座談会の開催
- ・ 各種団体ヒアリング
- ・ パブリックコメント



5. 地域福祉圏域

地域福祉の課題やニーズは複雑、多岐にわたることから、その内容に応じて、必要なネットワークにより、柔軟で重層的に対応を行うことが重要です。個々の活動を通じて、人と人がつながり、相互に連携し、地域福祉活動の活性化を目指します。



第2部 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 国・県の動向

(1) 国の動向

○介護保険法の改正

○生活困窮者自立支援法の施行（平成 27 年 4 月）

地域住民相互の支え合いによる共助の取組みの基盤整備を行う「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

○災害対策基本法の一部改正（平成 25 年 6 月）

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）を策定・公表しました。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行（平成 26 年 1 月）、子供の貧困対策に関する大綱の策定（平成 26 年 8 月）

法律の施行を受け、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するために大綱を策定

(2) 県の動向

○愛知県では「あいち健康福祉ビジョン」を平成 28 年 3 月に策定

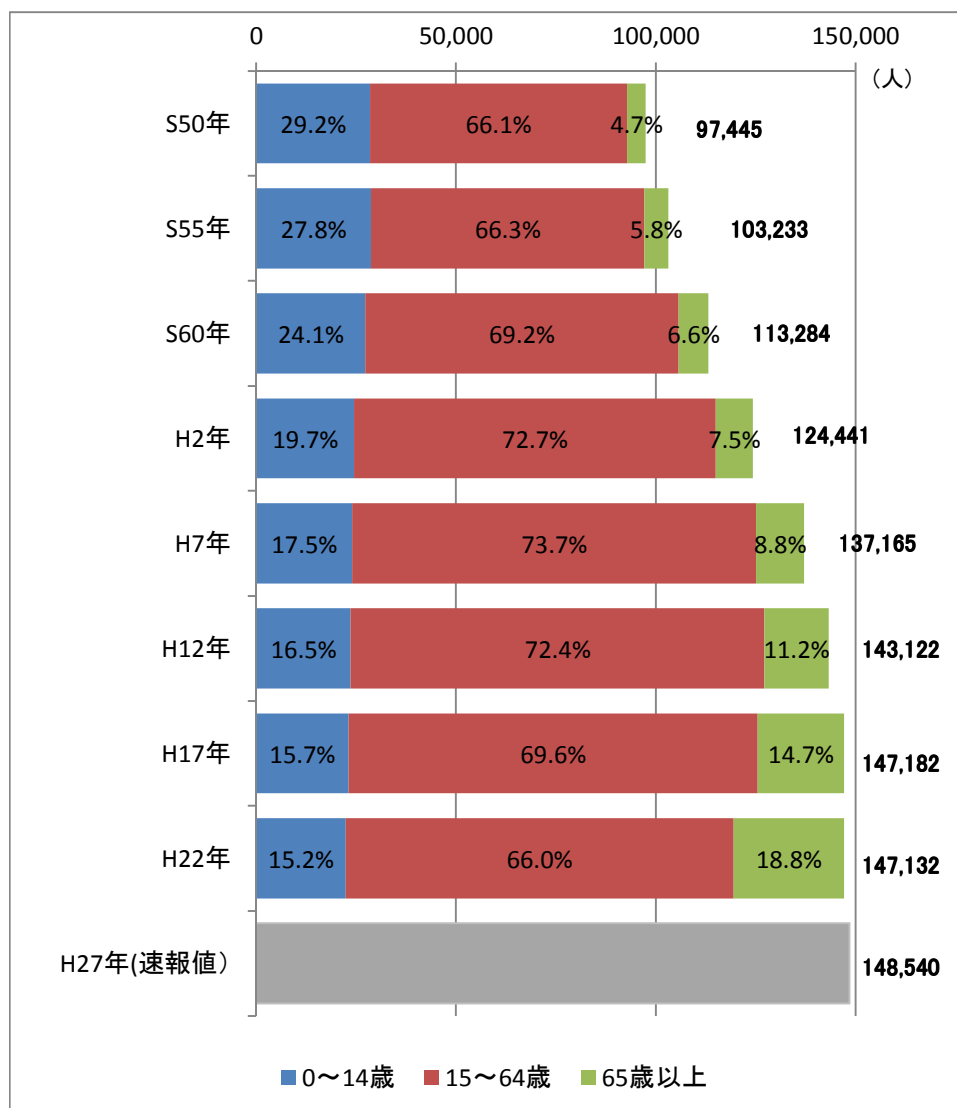
2. 小牧市の現状

(1) 人口

人口の推移

本市の総人口は、平成 27 年の国勢調査（速報値）によると 149,540 人となっており、昭和 50 年の 97,445 人から、35 年間で 49,687 人、約 1.5 倍に増加しています。

図表－1 年齢三区分別人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳（平成 17 年 955 人、平成 22 年 207 人）を含む。(資料) 国勢調査

(2) 高齢者世帯の状況

① 高齢者のいる世帯の推移

※H27 国勢調査の結果が公表され次第、図表-3を埋めるとともに、状況を記載

図表-2 高齢者のいる世帯の推移

(単位: 世帯、%)

区分	H12年	H17年	H22年	H27年
総世帯	49,877	53,092	55,749	
うち高齢者のいる世帯	11,214	14,659	18,322	
うち高齢者単身世帯	1,392 (12.4)	2,251 (15.4)	3,124 (17.1)	
うち高齢者夫婦世帯	3,049 (27.2)	4,553 (31.1)	6,077 (33.2)	
うち高齢者同居世帯	6,773 (60.4)	7,855 (53.6)	9,121 (49.8)	

(注) ()内は高齢者のいる世帯に対する構成比 (資料)国勢調査

② 高齢者単身世帯

※H27 国勢調査の結果が公表され次第、図表-4を埋めるとともに、状況を記載

図表-3 性別・年齢別高齢者単身世帯

(単位: 人)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
H12年	464	399	275	153	101	1,392
H17年	700	620	486	296	149	2,251
H22年	917	792	669	465	281	3,124
H27年						
内男性						
内女性						

(資料)国勢調査

③ 高齢者夫婦世帯

※H27 国勢調査の結果が公表され次第、図表-5を埋めるとともに、状況を記載

図表-4 高齢者夫婦世帯数

(単位: 人)

区分	H12年	H17年	H22年	H27年
高齢者夫婦世帯	2,737	4,264	5,766	

(資料)国勢調査

④後期高齢者の状況

図表－6 後期高齢者数の推移

(単位:人)

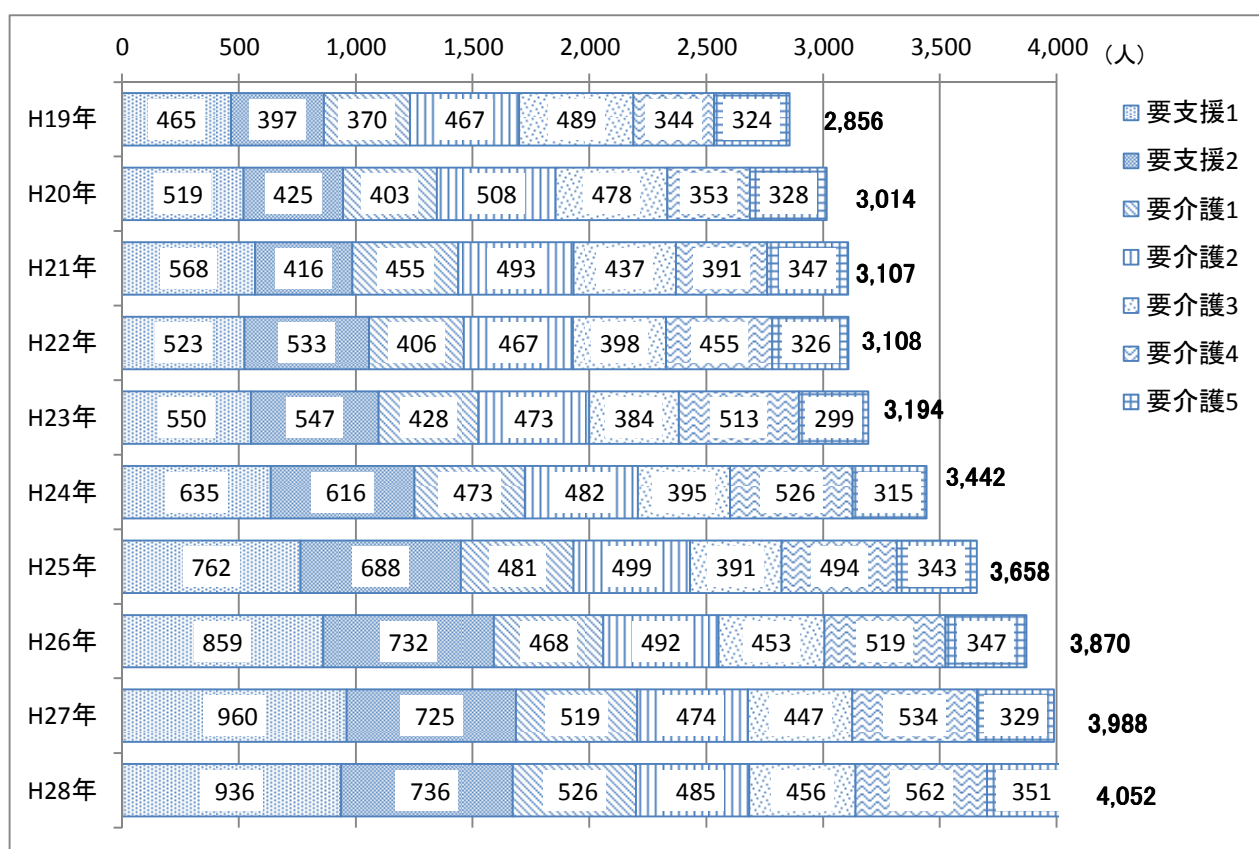
区分	H23	H24	H25	H26	H27
後期高齢者数	11,182	1,1920	12,584	13,235	14,093

(資料)住民基本台帳人口

(3) 要介護認定者の状況

介護保険の要介護認定者は、平成 28 年 4 月現在 4,052 人となっており、平成 19 年の 2,856 人から約 1.4 倍に増加しています。

図表－5 要介護認定者の推移



(資料)厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年 10 月、H28 年のみ 4 月)

(4) 障がいのある人の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在、障害者手帳を所持している人の総数は 6,295 人となっており、うち身体障害者手帳所持者が 4,470 人、療育手帳所持者が 988 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 837 人となっています。複数の障がいのある人がいるため、合計が単純に障がいのある人の数にはなりません。概ね市民の 4.1%、つまり 24 人に 1 人が何らかの障がいを有していることとなります。

図表-6 障がいのある人(障害者手帳所持者)の全体数の推移 (単位:人)

区分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	合計	総人口に占める割合
H23 年	4,297	858	602	5,757	3.8%
H24 年	4,407	903	678	5,988	3.9%
H25 年	4,565	949	750	6,264	4.1%
H26 年	4,470	988	837	6,295	4.1%
H27 年	4,494	1,009	901	6,404	4.2%

(資料)第4期小牧市障がい福祉計画(各年4月1日現在)

(5) 子どもの状況

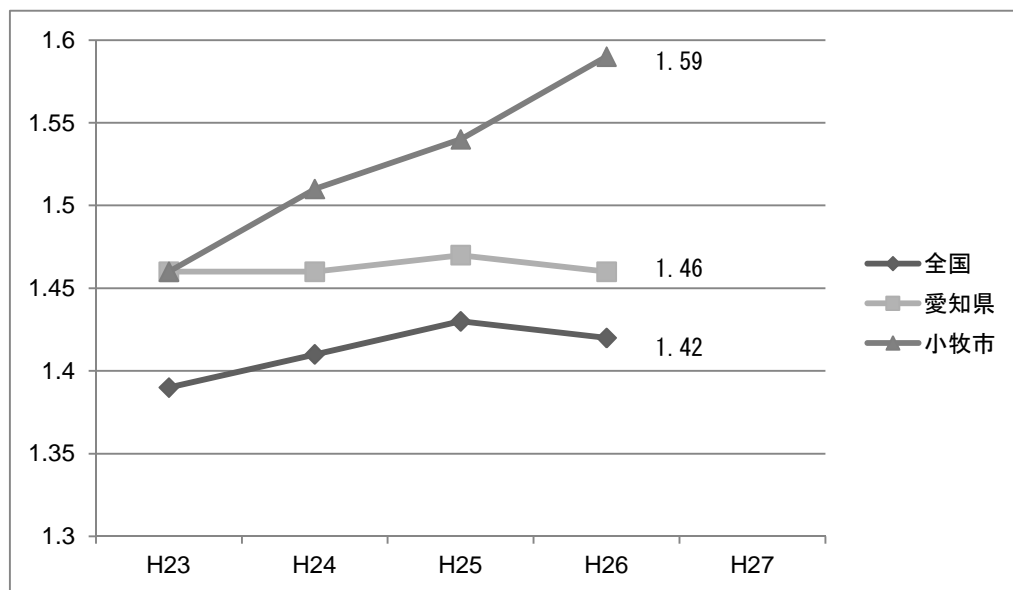
昭和 49 年(1974 年)に合計特殊出生率が 2 を割って以来、全国的に依然として少子化傾向にあり、本市においても例外ではありません。

図表-8 出生数の推移

(単位:人)

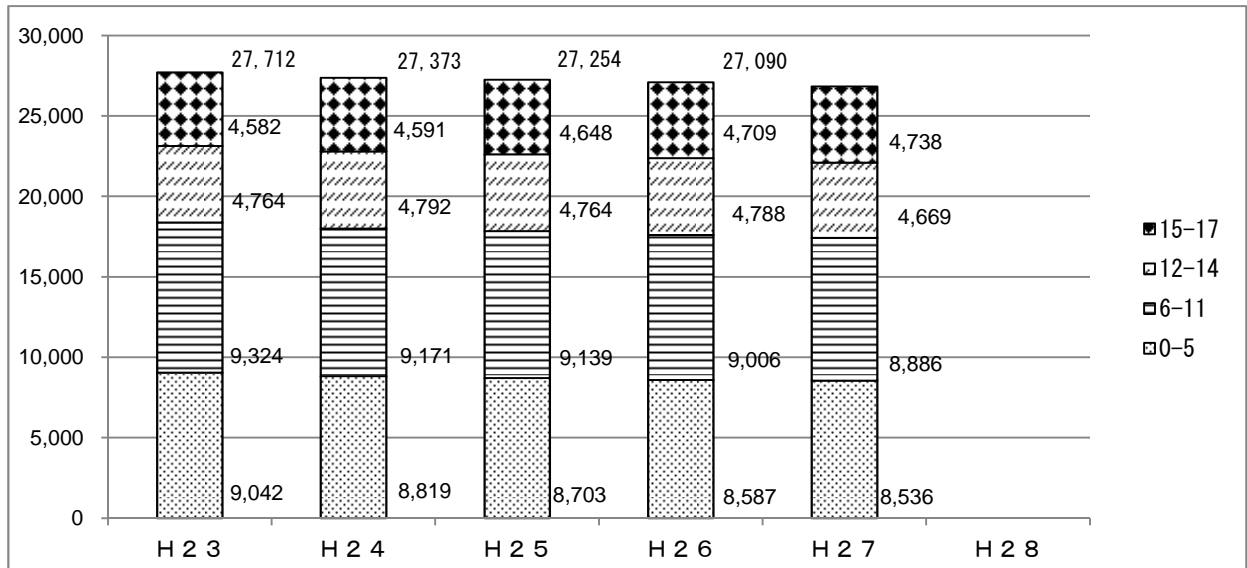
区分	H23	H24	H25	H26	H27
出生数	1,351	1,345	1,327	1,330	1,254

図表-9 合計特殊出生率の推移



図表－10 子どもの数の推移

(単位:人)



(6) 生活保護受給世帯の状況

本市の生活保護受給世帯、受給者数については、平成21年度以降、リーマンショックの影響で増加したが、近年、やや減少傾向にあります。

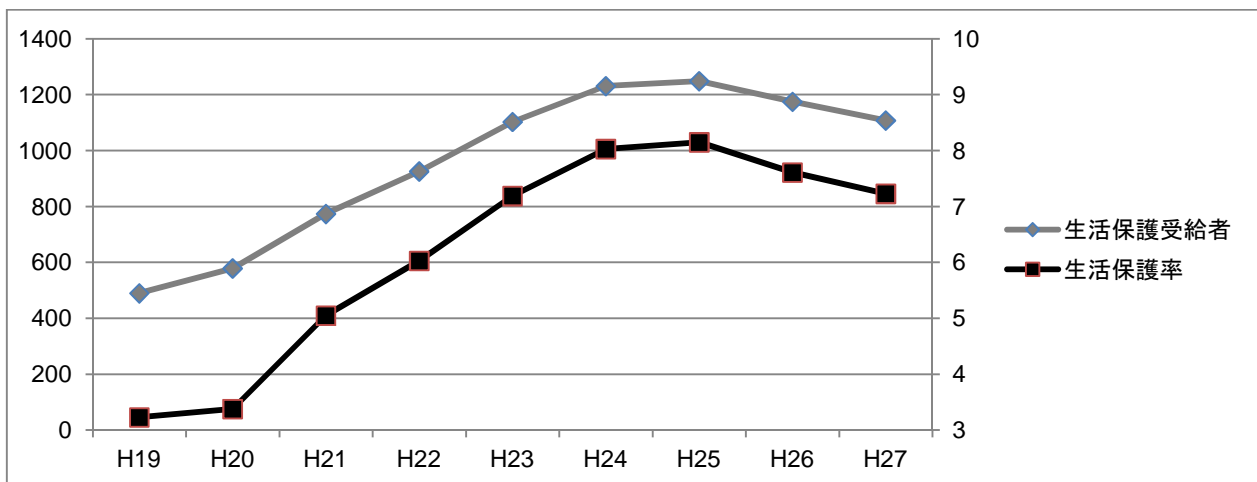
その中でも、高齢者世帯の割合が増えてきており、地域とのつながり（見守り、居場所）が必要になってきています。

図表－11 生活保護世帯数の推移

(単位:人、%)

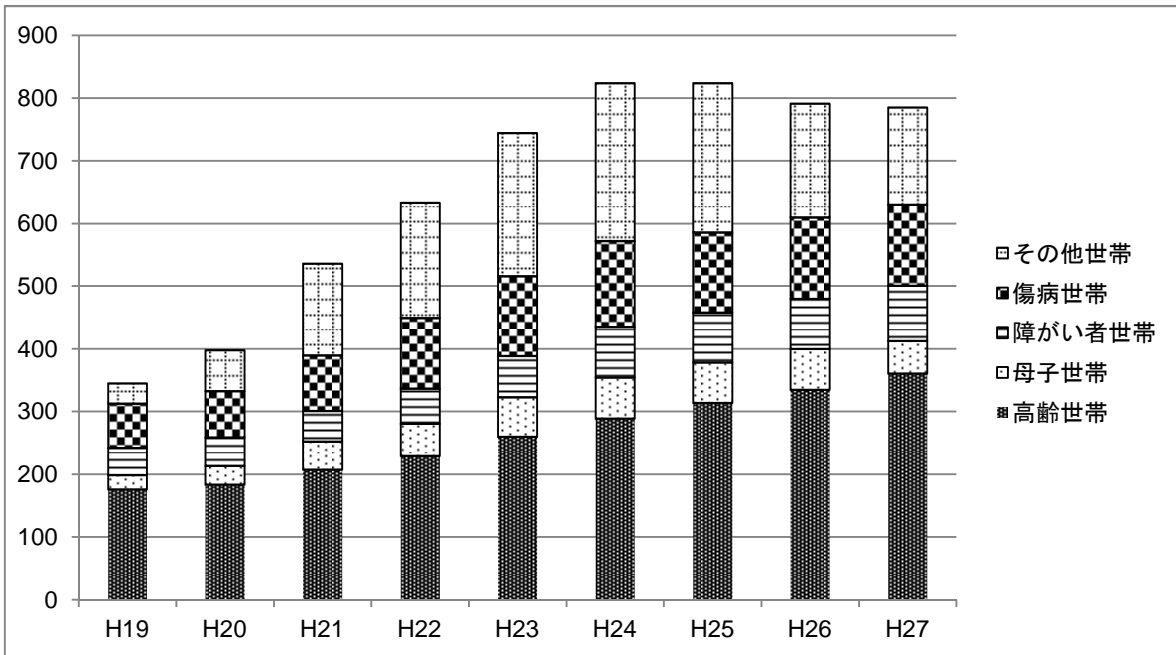
区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
生活保護受給者	490	579	774	926	1,103	1,231	1,249	1,175	1,108
生活保護率	0.32	0.34	0.51	0.60	0.72	0.80	0.82	0.76	0.72

図表－12 生活保護受給者及び生活保護率の推移



図表－13 生活保護受給世帯類型の推移

(単位:世帯数)



(7) 外国人の状況

平成 28 年 7 月 1 日現在、本市で暮らしている外国人は 7,751 人となっており、総人口に占める割合は 5.0%です。国別にみると、ブラジルが 2,833 人と最も多く、外国人登録者全体の 36.6%を占めています。フィリピン、中国も 1,000 人前後と多く、東南アジア・南アジア全体で約 3,500 人となっています。

図表－14 国別外国人登録者

(単位:人)

国名	人口	国名	人口
韓国・朝鮮	478	イギリス	1
フィリピン	1,121	アメリカ	13
中国	937	ブラジル	2,833
ベトナム	543	ペルー	749
東南アジア・南アジア	420	その他	656
合計			7,751
総人口に対する外国人の割合			5.0%

(資料)小牧市(H28年7月1日現在)

(8) 地区別の状況

小牧市では、町村合併などの歴史的背景のもとに、小牧南部・小牧中部・小牧西部・味岡・篠岡、北里の6地区に分けられています。この地区割は、民生委員・児童委員の協議会などの単位となっています。また、この6地区は、介護保険事業計画における「日常生活圏域」でもあることから、地域包括支援センターの圏域にもなっています。

図表-15 地区別人口

区分	南部地区	中部地区	西部地区	味岡地区	篠岡地区	北里地区	合計
総人口							
高齢化率							
ひとり暮らし高齢者							
高齢者のみ世帯							
後期高齢者							
要支援1・2							
要介護1～5							
障害者手帳所持者							

(9) 災害時避難行動要支援者名簿及び台帳の登録状況

小牧市では、災害対策基本法に基づき、災害時避難行動要支援者名簿を作成し、第三者への提供の可否について確認した結果を取りまとめた台帳を区長、民生委員・児童委員、自主防災会、消防本部、小牧警察署、小牧市社会福祉協議会に配布しています。

一部の地域では、配布された台帳を活用し、平常時の見守りはもとより、災害時の支援のあり方、その体制について検討されています。

図表-16 災害時避難行動要支援者名簿及び台帳の登録者数

(単位:人)

名簿登録者数	5,310
そのうち 台帳登録者数	2,395

(注) H28年10月1日現在

(10) 地域福祉を推進する団体と活動等の状況

① 民生委員・児童委員

平成28年12月現在、195人の民生委員・児童委員が委嘱され、本市においては、基本的には、自治会単位で活動しています。主な活動内容としては、支援を必要する方への相談や訪問、専門機関への連絡調整など、多岐に渡っています。

また、13の方が主任児童委員に指名されており、区域を担当する民生委員・児童委員と連携し、児童福祉の推進のため、活動を展開しています。

活動日数については、年々、増加傾向あり、その大半を自主活動・地域福祉活動が占めています。活動内容は、日常的な支援、在宅福祉が多く、その大半が高齢者を対象とするものになっています。

図表-17 民生委員・児童委員の数

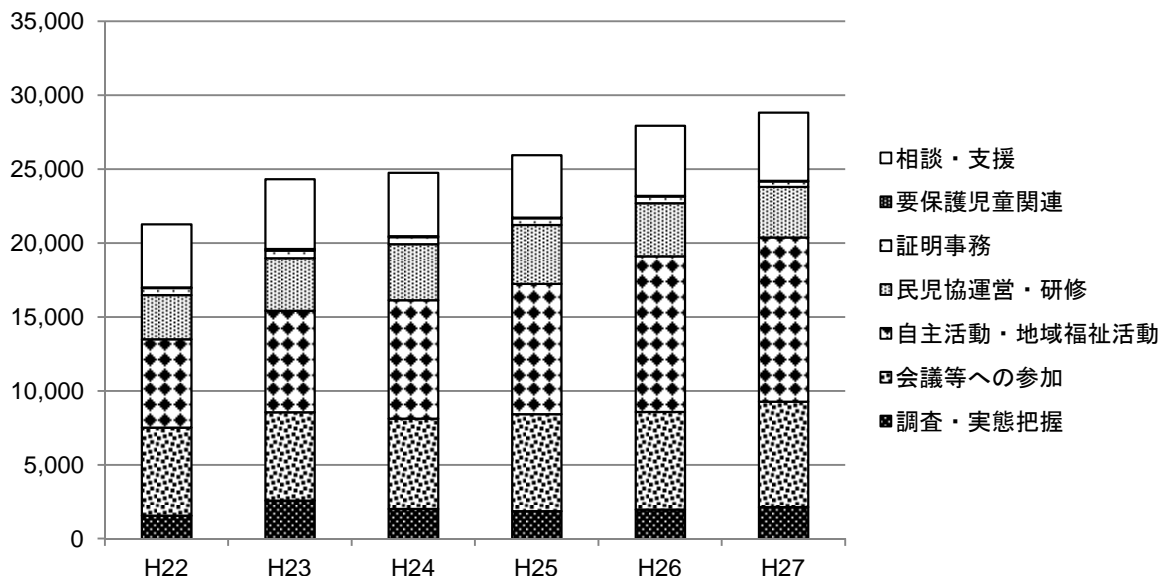
(単位:人)

区分	南部	中部	西部	味岡	篠岡	北里	合計
民生委員・児童委員	25	29	29	43	40	29	195
内主任児童委員	2	2	2	2	3	2	13

(注) H28年12月1日現在

図表-18 民生委員・児童委員の活動状況

(単位:件)



②ボランティア

平成28年3月31日現在、市内には104団体、3,215人(個人を含む)が市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録をして活動しています。

図表-19 ボランティア登録状況

区分	団体	登録者数		
		男性	女性	計
高齢者を支える	10	40	241	281
障がい者を支える	13	66	238	304
保健・健康づくり	10	9	216	225
防犯・防災	5	134	49	183
芸能・レクリエーション	29	162	359	521
文化・教育・子ども	33	123	388	511
環境・まちづくり	13	198	717	915
個人	—	—	—	278
ジュニア奉仕団	—	—	—	1,081
計	113 団体	732	2,208	4,299

(注) 個人、ジュニア奉仕団の男女別は不明のため、男女合計と登録者数合計は不整合

③市民活動団体

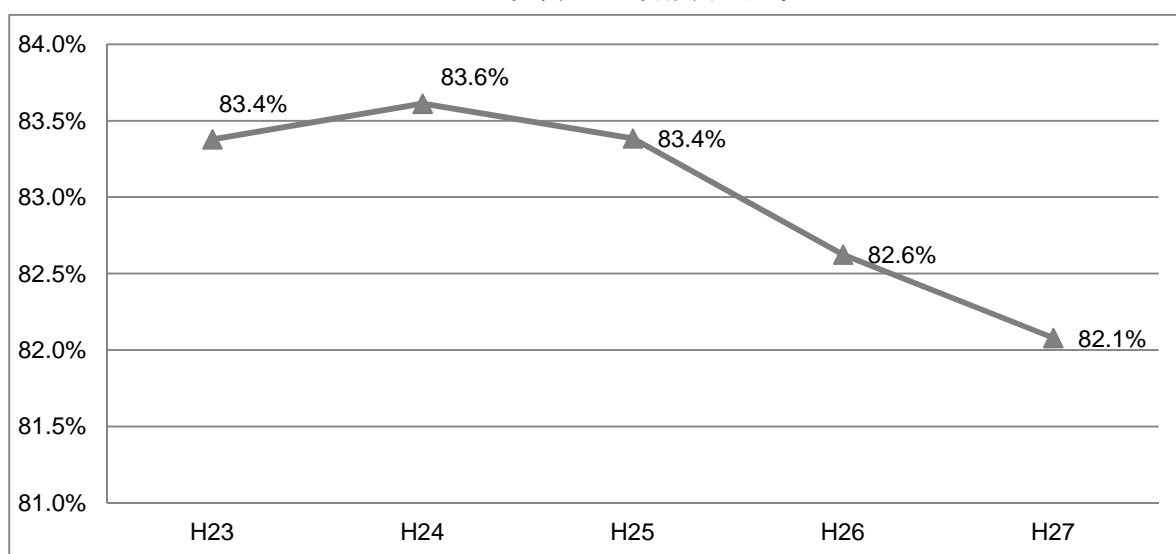
平成 17 年 4 月に市民活動推進条例が施行となり、同年 6 月には市民活動センターを開設しました。平成 28 年 8 月現在、「市民活動団体」として 121 団体が登録し、さまざまな活動が取組まれています。

④自治会加入率の状況

小牧市の自治会加入率については、近年、微減しているものの、依然として 8 割を超えている状況です。そのため、小牧市における地域活動の多くが、自治会が中心となって実施されているところがある一方で、集合住宅等において、未加入者も多く、地域のつながりの希薄化が懸念されます。

図表－20 自治会加入率

(単位：%)



⑤防犯パトロールの状況

安全・安心のまちづくりの推進のため、住民自らが防犯パトロール隊を結成し、地域に見守りを含めた防犯活動を実施している。平成 28 年 8 月現在、市内で 85 団体が組織されています。

⑥地域 3 あい事業の状況

地区の会館等を利用した世代を超えた交流活動に対して助成を行う地域 3 あい事業を実施しています。平成 27 年度は、全 128 区中 69 地区で取り組みが実施されました。

3. 今後の課題

- ・ 2次計画の取組、座談会、アンケート等を踏まえ、課題の整理

重点課題1 福祉の担い手づくり、啓発、意識の醸成

- 各地域において、地域におけるつながりの機会となる交流会やイベントなどが開催されていますが、住民にとっては、地域福祉活動というものに対して敷居が高いと感じたり、なじみがないといった意識の人が多くなっています。
そのため、地域福祉活動は、身近で、参加しやすいものであること、場合によっては、既に地域福祉活動に参加しているが、それが地域福祉活動だと気づいていない方への“気づき”を促すため、現在の地域の交流会やイベントなどの場において啓発していくことが重要です。
- 社会福祉協議会では、ボランティア活動を実施している方を対象に、分野ごと（高齢、災害・防災関連、障がい）の勉強会を実施していますが、参加者数は横ばいの状況であり、勉強会テーマや内容を工夫する必要があります。
- 市や社会福祉協議会が地域福祉活動の普及啓発を含め実施している出前講座などを通じて、地域福祉活動の啓発用のチラシを配布していますが、より多くの地域福祉活動の担い手を確保するため、新たな方策を検討する必要があります。
- 認知症や障がい者（児）への理解を高め、住民同士が支え合いながら生活していくためには、福祉教育の充実が必要です。
- 市内の中学生2年生へのアンケート結果によると、約47%がボランティア活動への参加経験があり、また、地域の一員として何らかの役割を果たしたいと考えている生徒が多くいます。中学生も地域の一員として地域の活動に積極的に参加できるよう支援していくと共に、地域福祉活動の次の担い手として育成して環境を整えていくことが求められています。

重点課題2 福祉活動をもとにした地域づくり

- サロン活動、見守り活動など、住民主体のさまざまな活動が行われていますが、地域においてもこうした活動の認知度を上げていく必要があります。
- 地域における活動や資源をより効果的に活用していくためには、地域の活動者や団体等の横のつながりを強化する必要があり、そのためのコーディネート機能が重要になっています。
- 『ふくし座談会』を通じて、支え合いによる地域づくりの推進に向け、既存の地域福祉活動や考え方を共有し、福祉分野の活動だけでなく、防犯、防災などを含め、地域の多様な活動とのつながりを広げていくことが求められます。
- 地域福祉活動については、支援される側、支援する側といった役割を固定するのではなく、それぞれができることを補いながら、地域社会の一員として自由に参加できる仕組みづくりが重要です。
- 地域においてさまざまな活動を展開するためには、支援が必要な方の情報も必要となりますが、その情報管理、情報の出し方等に課題があることから、そのあり方について、整理が必要です。

重点課題3 地域のサービス等を担う基盤づくり

- 高齢者の身近な居場所として、サロンを開設する動きが増えてきています。一方で、介護保険法の改正に伴い、住民が主体となるサービスの創出も期待されています。今後は、住民主体のサービスが継続的・安定的に提供される基盤づくりの支援が必要です。そのためには、地域で展開されるサロンの立ち上げの支援や、既存のサロンが継続していける支援が必要です。
また、地域のさまざまな人が集える場として活用されるよう、保健師やその他の専門職の派遣や活動のアドバイスなどの支援を行っていくことが重要です。
- 生活のしづらさを感じている住民が少なからずいます。その中には、行政サービスだけでは対応しきれないものもあり、地域住民で支え合える仕組みづくりが求められています。
- 避難行動要支援者台帳を台帳の活用方法や地域の見守りネットワークの構築のためのマニュアルとあわせて地域に配布を行いました。避難行動要支援者への支援は、災害時にすぐに実施できるものではなく、平常時からの備えが必要であり、地域住民が主体的に行うことが期待されています。まずは、地域の状況にあわせて台帳の活用方法や支援方法等の検討を行うことが必要です。